

# 福岡県公報

平成19年2月9日  
第2640号

## 目次

### 告示(第285号-第307号)

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	1
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○都市計画の変更	(都市計画課)	6
○都市計画の変更	(都市計画課)	6
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁政課)	6

○春日市と大野城市の境界変更に伴う春日市及び大野城市の人口	(地方課)	6
○地積調査事業計画の一部変更	(農地計画課)	6
○公共測量の実施	(土木管理課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	7

### 公告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	8
○一般競争入札の実施	(高度情報政策課)	9
○相割川水系に係る河川整備基本方針	(河川課)	12

### 監査委員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	20
----------	--------------	----

### 雑報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集	(廃棄物対策課)	32
------------------------------------	----------	----

## 告示

### 福岡県告示第285号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八女郡矢部村大字北矢部字神窟耳納3804、3805、3807、字神田4074、4076、4078、4079の2、4081の2、4081の3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第286号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和62年8月14日農林水産省告示第1144号
  - 2 変更に係る指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第287号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30

条の規定により次のように告示する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和52年8月10日農林水産省告示第795号
  - 2 変更に係る指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第288号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成8年4月8日農林水産省告示第450号
  - 2 変更に係る指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第289号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年4月24日農林水産省告示第589号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第290号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福岡市西区今宿上ノ原字浦ノ山1の1から1の7まで、字焼山195の2から195の5まで、195の7、195の10から195の14まで、大字拾六町字藤ヶ坂1192

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第291号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月15日農林水産省告示第1462号（3に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第292号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年6月26日農林水産省告示第950号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第293号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年12月13日農林水産省告示第1977号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第294号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道		塔ノ瀬 十文字線 小 郡	前	朝倉市桑原375番4先から 同市桑原545番1先まで	4.5 ～ 13.5	329.0
			後	同上	4.5 ～ 13.5	329.0
			後	同上	10.2 ～ 24.0	279.5

**福岡県告示第295号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
前 原 県 道		福 岡 志 摩 前 原	前	糸島郡志摩町大字岐志1289 番先から 同郡同町大字小富士885番 先まで	5.3 ～ 39.0	5,454.1
			前	同上	11.0 ～ 66.7	5,297.3
			後	同上	5.3 ～ 39.0	5,417.1

			後	同上	11.0 ～ 66.7	5,297.3
前原	県道	小富士加布里線	前	糸島郡志摩町大字小富士961番3先から 同郡同町大字小富士1004番13先まで	15.0 ～ 15.6	78.0
			後	糸島郡志摩町大字小富士1205番2先から 同郡同町大字小富士1004番13先まで	15.0 ～ 21.8	114.0
前原	県道	船越線	前	糸島郡志摩町大字御床2165番37先から 同郡同町大字御床1850番1先まで	7.1 ～ 12.3	255.0
			後	同上	7.1 ～ 33.0	249.5

**福岡県告示第296号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年2月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
前原 志摩 前原	福岡 志摩 線	糸島郡志摩町大字小富士2491番先から 同郡同町大字小富士885番先まで

前原	小富士加布里線	糸島郡志摩町大字小富士1205番2先から 同郡同町大字小富士1004番13先まで
----	---------	---

**福岡県告示第297号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
行橋	県道	須磨園南原線 曾根	前	京都郡苅田町大字提3293番2先から 同郡同町大字提3215番2先まで	7.0 ～ 12.6	194.5
			後	同上	17.8 ～ 27.0	194.5

**福岡県告示第298号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年2月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間

行 橋	田 川 犀 川 線	京都郡みやこ町徳政273番5先から 同郡同町徳政329番1先まで
-----	--------------	-------------------------------------

**福岡県告示第299号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻 生 渡

久山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

**福岡県告示第300号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻 生 渡

久山都市計画区域区分を変更

**福岡県告示第301号**

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名称 脇之浦加入区  
上新田加入区

**福岡県告示第302号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項の規定により、平成19年1月1日に行われた春日市と大野城市の境界変更に伴う春日市及び大野城市の人口を次のように告示する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻 生 渡

春日市 108,435人

大野城市 92,715人

**福岡県告示第303号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成18年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻 生 渡

変更前

調査を行う者の名称	調 査 地 域
嘉麻市	大字牛隈、大字大隈町の各一部、大字中益

変更後

調査を行う者の名称	調 査 地 域
嘉麻市	大字牛隈、大字大隈町の各一部、大字中益、大字貞月

**福岡県告示第305号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区地内	平成19年2月5日から 平成19年2月28日まで

**福岡県告示第305号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成19年1月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人朋友会
  - (2) 代表者の氏名  
齋藤 浩
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県飯塚市川津542番地2
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、学術・文化・芸術・スポーツに関するイベントの企画・運営事業や学術・文化・芸術・スポーツの振興を図る支援を行い、地域住民の交流及び学術・文化・芸術・スポーツの振興を図ることにより地域社会の発展に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第306号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成19年1月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人広域活性化研究センター
- (2) 代表者の氏名  
中山 良一
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県飯塚市幸袋526番地の1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、「アジアを含めた広範な地域と連携した筑豊地域の活性化と国際的な共生」を基本活動テーマとし 高度な技術及び豊富な経験を有する会員相互の協力により 人材・情報・福祉・教育・環境ならびに地域開発などの幅広い分野において 国内外の不特定多数の 市民・団体などを対象に 助言または支援・教育等を行い、地域社会の健全な発展および、国際協力などの 公益の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第307号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成19年1月26日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人地球・環境・人等共生

## (2) 代表者の氏名

三宮 征司

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市若松区畠田三丁目4番12号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地球住民の交流促進・活性化や求職者の就業支援、少子高齢化対策、農村地域の活性化等地域の多様なニーズに沿った地域活動を意欲に満ちた地域住民の参加によって展開し、太陽・水・緑・環境・人等が共生するより安心して豊かで明るい住環境の街づくりや生き甲斐づくり、自立支援のため、各自治体や関係各所とも連携を取りながら地域社会に貢献することを目的とする。

公 告

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

行政情報通信ネットワーク運用管理業務委託

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれ

らの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

## (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）



- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

- (4) 申請書の受付期間  
この公告の日から平成19年3月20日（火）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知  
入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。
- (2) 当該期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

#### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 調達内容

- (1) 調達役務の名称  
行政情報通信ネットワーク運用管理業務委託
- (2) 調達役務の特質等  
入札説明書による。
- (3) 契約期間  
平成19年5月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県企画振興部高度情報政策課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年3月30日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの（事前に3の(3)の部局で等級の格付の確認をすること。）

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	04	調査統計	AA

(2) 都道府県又はこれと同規模以上の類似する団体のデータ通信機器（ルータ、インテリジェントハブ、メディアコンバータなどのネットワーク機器で1,000台以上）の運用管理の実績を持ち、迅速かつ確実に履行できると認められる者

なお、実績を証明する書類を提出すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画振興部高度情報政策課ネットワーク管理班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3194

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成19年2月9日（金）から平成19年3月23日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札説明会の開催

(1) 日時

平成19年3月2日（金）午後3時00分

(2) 場所

5の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 10 入札書の提出場所及び受領期限

## (1) 提出場所

5の部局とする。

## (2) 受領期限

平成19年3月30日(金)午後5時00分

## (3) 提出場所

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

## 11 開札の場所及び日時

## (1) 場所

5の部局とする。

## (2) 日時

平成19年4月2日(月)午前10時00分

## 12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であって、そのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合であっては別に定める日時、場所において行う。

## 13 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

## 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

## (1) 金額の記載がない入札

## (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

## (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

## (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

## (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札

## (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は13の(1)に規定する金額に達しない入札

## (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

## (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

17 Summary of Service Required :

- (1) Nature of the service : The management and operation of the Computer Network System.
- (2) Period of Contract : From May 1, 2007 until March 31,2008
- (3) Time-limit for tenders : Match 30, 2007, 17:00
- (4) A Contact point where tender documents are available : Advanced Information Policy Division, Planning & Promotion Department, Fukuoka Prefectural Government Office, 7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japen. TEL 092-643-3194

---

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、相割川水系に係る河川整備基本方針を次のように定めたので、同条第5項の規定により公表する。

平成19年2月9日

福岡県知事 麻 生 渡

## 第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### 第1節 流域及び河川の概要

相割川は、北九州市小倉南区の鋤崎山（標高235m）にその源を發し、急峻な山麓を東流の後、恒見地区の市街地を貫流し、櫛毛川、白石川を合わせて、周防灘岸の新門司港に注ぐ流域面積9.87km<sup>2</sup>、幹川流路延長3.4kmの二級河川である。

その流域は、上流域を一部小倉南区とするが、大部分を門司区が占め、流域の土地利用としては、山地等が47%、市街地が20%、田畑等が27%、ゴルフ場が6%で構成されている。相割川流域には九州自動車道、主要地方道門司行橋線が走り、新門司港や新北九州空港と連携した物流・新産業拠点として整備が進められている。

流域の気候は瀬戸内海型気候を呈し、年平均気温は約17℃、年平均降水量は約1,700mmである。

流域の地形は、上・中流域は足立山地と恒見山地に囲まれており、山麓部に砂礫台地が形成されている。下流域に向かって扇状地、三角州が形成されており、河口部には、江戸時代からの古い干拓地がある。

流域の地質は、上・中流域の山地部には変成岩よりなる古生層、山麓部には洪積層が表層近くに分布し、下流域には沖積層が分布している。

上流域は、山地部ではシイ・カシ萌芽林のなかにスギ・ヒノキ・サワラ植林が散在しており、一部にアカマツ植林、クスノキ植林、クス群落が見られる。足立山地の麓では九州自動車道が走っているほか、ゴルフ場として利用されており、ハイタカ（準絶滅危惧（環境省RDB、福岡県RDB））が確認されている。河床勾配は1/60程度と急であり、河道はコンクリート三面張りで整備されているが、左岸側の一部に河畔林があり、付近には、ゲンジボタルが生息している。

中流域は、河川周辺に水田が広がり、次第に市街地へと移っていく。河床勾配は1/100程度となり、河道は向の川橋上流まではコンクリート三面張りで整備されているが、右岸側の一部には小高い丘陵地が迫っており、河畔林が形成されている。向の川橋から宮川橋までは、堰による湛水域と瀬がところどころに形成されている。水際にはカワヂシャ（準絶滅危惧（環境省RDB、福岡県RDB））が生育しており、水域ではメダカ（絶滅危惧Ⅱ類（環境省RDB）、準絶滅危惧（福岡県RDB））、ウナギ（準絶滅危惧（福岡県RDB））、ドジョウ（絶滅危惧Ⅱ類（福岡県RDB））、アユ（天然不明（福岡県RDB））が生息している。河川周辺の水田においては、チュウサザギ（準絶滅危惧（環境省RDB、福岡県RDB））が見られる。

下流域の宮川橋までは感潮区間であり、市街地が広がっている。河床勾配は1/350程度となり櫛毛川合流点付近まで自然堤防帯が続き、兩岸ともコンクリートブロック護岸が整備され、まとまった植生は見られない。恒見橋から下流の河道は大きく蛇行し、櫛毛川と合流する地点付近には干潟が形成されており、水際にはハマサジ（絶滅危惧Ⅱ類（環境省RDB、福岡県RDB））、ウラギク（絶滅危惧Ⅱ類（環境省RDB、福岡県RDB））が生育し、水域ではトビハゼ（絶滅危惧ⅠB類（福岡県RDB））が生息している。また、春季に産卵のためシロウオ（準絶滅危惧（環境省RDB、福岡県RDB））の遡上が確認されている。

河川の利用では、近隣の小学校の環境学習や、堤防上で沿川の風景を楽しむなどの散策などの憩いの空間として利用されている。

水質は、環境基準で全域においてB類型（3mg/L以下）の指定を受けており、環境基準点である恒見橋地点において基準値を満足している。相割川流域の大部分を占める門司区の下水道普及率は、99.2%（平成16年度末）でほぼ整備が完了している。

河川水の利用は、かつてはセメント工業用水のため取水されていたが、平成14年に占用許可が廃止され、現在は多くのため池と合わせて、農業用水として利用されている。

相割川における治水事業は、昭和28年6月の洪水被害を契機に一次改修が行われた。その後、昭和55年8月の洪水被害を契機として、昭和63年度より都市小河川改修事業に着手し、平成9年から都市基盤河川改修事業を実施している。また、最近では平成11年、16年、17年に高潮被害を受けていることから、今後とも洪水の安全な流下を図り、河口部においては高潮による災害の防除を図るための対策を行う必要がある。

## 第2節 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川整備の現状、水害発生の状況及び河川の利用の現状並びに河川環境の保全を考慮するものとする。また、社会・経済情勢の発展に即応するよう、福岡県の上位計画である「ふくおか新世紀計画」及び北九州市のマスタープランとの調整を図り、関連事業等に十分配慮し、水系一貫の計画のもとに、整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と活用を図る。

### (1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するために、河道の流下断面を拡大するとともに、旧川部の有効利用に配慮しながら蛇行部のショートカットを行い、30年に1回程度の降雨により発生する洪水の安全な流下を図る。また、高潮による災害の防除を図るための対策を行う。

さらに、整備途上段階での施設能力以上の洪水や計画規模以上の洪水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、水防体制の支援、災害関連情報の提供、洪水時における情報伝達体制及び警戒避難体制の整備等を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

### (2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては、合理的な利用が図られるよう関係機関と連携して、現況流況の把握及び河川環境に必要な流量の維持に努める。また、渇水時等において、関係機関に情報を提供することにより、渇水による被害が最小限となるよう努める。

### (3) 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全については、流域の自然環境・社会環境等の地域特性や地域住民の意見を踏まえながら、環境学習や地域の貴重な憩いの空間となるような整備をする。

特に、蛇行部のショートカットにより残される旧川部においては、周囲と調和した良好な景観の維持・形成を図るとともに、河畔林や瀬・淵などの現在の多様な河川環境の有効利用に配慮しながら、治水と調和した自然環境の保全に努める。

下流部ではハマサジ、ウラギク、トビハゼなどの生息場となる干潟の保全・復元に努める。また、中流部ではメダカの生息場となる淀みを保全・復元し、ゲンジボタルの生息空間となっている河畔林の保全に努める。

さらに、水際の植生が回復できよう配慮した護岸の整備を図るとともに、堰の改築にともない魚道設置などによる水生生物の生息空間の連続性の確保に努める。

川づくりにあたっては、河川利用に関する様々なニーズを踏まえ、環境教育の場や河川情報を広く地域住民に提供することにより河川愛護の啓発に努め、地域住民や関係機関と一体となった取り組みを行う。

### (4) 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理については、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切な対策を行う。

また、相割川水系を安全で適切に利用、管理し、より良い河川環境を形成していくため、河川管理者として収集した河川に関する情報等を地域住民と共有することにより、地域住民が積極的に河川の維持管理に参加できるように努める。



## 第2章 河川の整備の基本となるべき事項

### 第1節 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

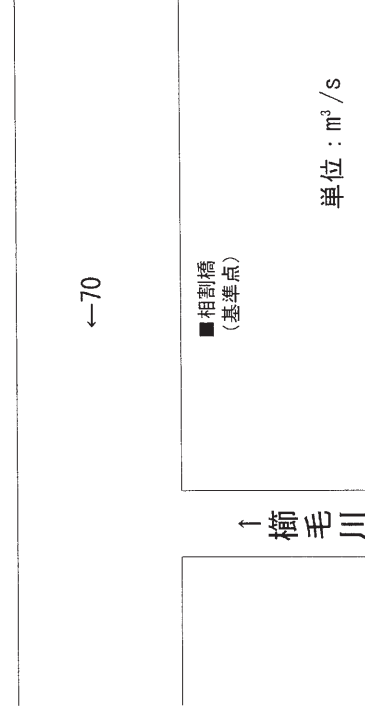
基本高水のピーク流量については、基準地点相割橋において $70\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道へ配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	洪水調節施設による調節流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	河道への配分流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )
相割川	相割橋	70	-	70

### 第2節 主要な地点における計画高水流量に関する事項

相割川における計画高水流量は、基準地点相割橋において $70\text{m}^3/\text{s}$ とする。



相割川計画高水流量図

### 第3節 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる概ねの川幅は、次表のとおりとする。

#### 主要な地点における計画高水位及び川幅

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)
相割川	相割橋	1.425	+4.00	16

T. P. = 東京湾中等潮位

### 第4節 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

本水系における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、引き続き実測による流況データの蓄積に努め、今後さらに調査、検討を行ったうえで決定するものとする。

凡 例	
記号	説明
◎	基準地点
—	流域界
- - -	指定都市の区界



小倉北区

門司区

白石川

新門司港

櫛毛川

相割川

相割橋

小倉南区



(参考図) 相割川水系流域概要図

## 監査委員

### 監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査（平成18年10月3日から平成18年12月1日まで実施分）を財団法人福岡県国際交流センター等32団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年2月9日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	後藤元秀

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

## (1) 監査対象団体

財団法人 福岡県国際交流センター等32団体

## (2) 監査対象期間

平成17年度（県が行った財政的援助等の属する年度）

## (3) 監査実施期間

平成18年10月3日から平成18年12月1日まで 実日数30日間、延日数53日間

監査対象団体	監査対象期間	監査実施期間
財団法人 福岡県国際交流センター	平成17年度	平成18年10月3日から 平成18年10月5日まで
財団法人 福岡県水源の森基金	”	平成18年10月3日から 平成18年10月5日まで
ふくおか県民文化祭福岡県実行委員会	”	平成18年10月6日
財団法人 福岡県消費者協会	”	平成18年10月11日
社会福祉法人 福岡県聴覚障害者協会	”	平成18年10月12日
社団法人 福岡県私立学校福祉会	”	平成18年10月12日から 平成18年10月13日まで
財団法人 健和会	”	平成18年10月13日
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部福岡県済生会	”	平成18年10月17日
社団法人 福岡県畜産協会	”	平成18年10月17日
財団法人 福岡県環境保全公社	”	平成18年10月18日から 平成18年10月19日まで
財団法人 福岡県警察職員互助会	”	平成18年10月18日から 平成18年10月19日まで
財団法人 福岡県人権啓発情報センター	”	平成18年10月20日
財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター	”	平成18年10月20日
学校法人 明治学園 明治学園中学校	”	平成18年10月24日

監査対象団体	監査対象期間	監査実施期間
学校法人 若松学園 高稜高等学校	平成17年度	平成18年10月24日
財団法人 アクロス福岡	"	平成18年10月25日から 平成18年10月27日まで
財団法人 福岡県公園管理センター	"	平成18年10月25日から 平成18年10月27日まで
財団法人 福岡県女性財団	"	平成18年10月31日
福岡県土地改良事業団体連合会	"	平成18年11月1日から 平成18年11月2日まで
財団法人 福岡県生活衛生営業指導センター	"	平成18年11月1日から 平成18年11月2日まで
学校法人 福岡工業大学 福岡工業大学附属城東高等学校	"	平成18年11月7日
学校法人 折尾愛真学園 折尾愛真高等学校	"	平成18年11月7日
財団法人 福岡県農業振興推進機構	"	平成18年11月8日から 平成18年11月10日まで
財団法人 福岡県豊前海漁業振興基金	"	平成18年11月8日
福岡県漁業信用基金協会	"	平成18年11月9日から 平成18年11月10日まで
社団法人 福岡県私立幼稚園振興協会	"	平成18年11月15日
財団法人 福岡県職員互助会	"	平成18年11月16日から 平成18年11月17日まで
福岡県森林組合連合会	"	平成18年11月16日から 平成18年11月17日まで
学校法人 いのうえ学園 福岡いづみ幼稚園	"	平成18年11月21日
社団法人 福岡県私立幼稚園退職金基金社団	"	平成18年11月21日から 平成18年11月22日まで
学校法人 豊国学園 小倉瞳幼稚園	"	平成18年11月22日
財団法人 医療・介護・教育研究財団	"	平成18年11月29日から 平成18年12月1日まで

## 2 監査の範囲

今回の監査は、県が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体、県が平成17年度において財政的援助を行った団体及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を委託している団体等32団体について、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかについて実施した。

## 3 監査対象団体の概要及び財政的援助等の内容

監査対象団体ごとの事業の概要及びこれらの事業を助成するため県が行った財政的援助等の内容は次表のとおりである。

団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
財団法人 福岡県国際交流センター	福岡県の持つ地理的、歴史的特性を生かし、県下の交流団体等と協力して県民主体の国際交流を推進することにより、国際交流における福岡県の拠点性を高めていくとともに、アジア諸国をはじめとして世界各国との交流を深め、もって相互の繁栄と世界の平和に寄与することを目的として、次の事業を実施している。 1 国際交流に関する情報・研究事業 2 国際交流に関する広報・啓発事業 3 国際交流促進事業 4 移住に関する事業	県は、基本金の79.9%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県国際交流センター 出捐金 1,500,000,000円 (うち17年度 0円) ○福岡県国際交流センター 補助金 186,428,552円 ○国連ハビタット福岡事務所運営支援費補助金 58,785,893円
財団法人 福岡県水源の森基金	森林の造成及び内容の充実等を図ることにより、森林の持つ水源かん養及び国土保全等の公益的機能を高めるとともに、県民による健全な森林づくり、緑豊かな環境づくり及び県民の緑化意識の高揚を図り、併せて森林整備の担い手対策を進め、もって水資源の開発と確保及び林業の振興に資することを目的に、次の事業を実施している。 1 森林の造成整備に関する事業 2 森林の確保に関する事業 3 森林の機能の充実に係る調査研究、計画及び設計並びにこれらに係る指導に関する事業 4 森林整備の担い手対策に関する事業 5 緑化の普及啓発に関する事業 6 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する緑の募金をいう。以下同じ。）等の募金運動の実施及び寄付金の管理に関する事業 7 森林整備等（法第2条第1項に規定	県は、基本金の99.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金を交付するとともに、県が設置した福岡県緑化センターの管理運営を委託している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県水源の森基金出資金 1,385,792,682円 (うち17年度 0円) ○福岡県水源の森基金事業費補助金 5,978,000円 ○福岡県林業担い手育成強化対策事業費補助金 4,118,000円 ○県派遣職員給与負担金 12,185,235円 ○福岡県緑化センター管理運営委託費 30,741,000円

	<p>するものをいう。以下同じ。)を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成する者に対する交付金の交付に関する事業</p> <p>8 森林整備等の実施に関する事業</p> <p>9 緑化推進施設の管理及び運営に関する事業</p> <p>10 緑化技術の調査、研究及び指導に関する事業</p> <p>11 緑化に関する情報の収集、分析及び提供に関する事業</p> <p>12 緑化に関する相談並びに研修会及び講習会に関する事業</p> <p>13 上流地域と下流地域との相互理解を促進するための普及啓発及び交流に関する事業</p> <p>14 ダム建設等の諸施策に伴い必要となる水源地域における諸環境及び諸機能の保全及び増進に関する調査研究に関する事業</p> <p>15 ダム建設等の諸施策に伴い必要となる情報交換及び連絡に関する事業</p> <p>16 その他基金の目的を達成するために必要な事業</p>	
<p>ふくおか県民文化祭 福岡県実行委員会</p>	<p>ふくおか県民文化祭を円滑に開催することにより、広く県民の文化活動への参加意欲を喚起し、地域文化の振興に寄与することを目的として、文化祭の準備、運営等の事業を実施している。</p>	<p>県は、当実行委員会の事業運営に要する経費に対し、次のおり負担金を交付している。 ○ふくおか県民文化祭福岡県実行委員会負担金 45,740,000円</p>
<p>財団法人 福岡県消費者協会</p>	<p>福岡県在住の消費者の消費生活の向上と消費者意識の啓蒙を図るため、消費者教育並びに消費者保護事業を行うことを目的として次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消費者のための啓蒙教育</li> <li>2 消費生活リーダーの養成</li> <li>3 地域巡回教育の実施</li> <li>4 消費者のための講習会、講演会・見学会等の開催</li> <li>5 消費者問題に関する情報並びに資料の収集、提供及び調査研究</li> <li>6 消費者からの相談及び苦情の処理</li> </ol>	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、補助金等を交付している。 援助等の明細は、次のおりである。 ○福岡県消費者協会補助金 12,440,000円 ○福岡県消費者協会加入者負担金 7,000,000円</p>
<p>社会福祉法人 福岡県聴覚障害者協会</p>	<p>聴覚障害者のための多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営む</p>	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、補助金等を交付している。 援助等の明細は、次のおりである。 ○福岡県点字図書館等事務費補助金 23,083,200円</p>



<p>社団法人 福岡県私立学校福祉会</p>	<p>ことができよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 聴覚障害者情報提供施設「福岡県聴覚障害者センター」の設置運営</li> <li>2 聴覚障害者相談事業</li> </ol>	<p>○視覚障害者情報提供施設運営法人運営費補助金 1,125,414円</p> <p>○福岡県聴覚障害者協会運営費補助金 650,000円</p>
<p>社団法人 福岡県私立学校福祉会</p>	<p>私立学校教職員の福祉を増進し、もって健全な学校教育の振興に寄与することを目的として、学校法人の設置する小学校、中学校、高等学校に勤務する常勤の教職員等に係る退職金支給に要する資金の給付及び教職員等に対する資金の貸付事業を実施している。</p>	<p>県は、当会の退職資金給付事業に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>○福岡県私立学校福祉会補助金 557,710,000円</p>
<p>財団法人 健和会</p>	<p>社会福祉の本旨に則り、科学的で適正な医療を行い時に中小企業従事者、零細業者（失業者）等援護を必要とする者に対し、低廉又は無料診療を行い、労働災害、公害等と積極的に取り組み、非常災害等の緊急事態には無料診療班を派遣するなど、社会福祉に貢献することを目的として、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士等の養成所の経営及び管理事業等を実施している。</p>	<p>県は、当団体の看護師等養成所運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>○福岡県看護師等養成所運営費補助金 33,873,000円</p>
<p>社会福祉法人 恩賜財団済生会支部福岡県済生会</p>	<p>社会福祉の増進を図るため福岡総合病院ほか3病院、老人保健施設及び特別養護老人ホーム等を設置し、その経営等を行っている。</p>	<p>県は、当済生会の事業に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <p>○救急医療施設運営費等補助金 93,006,000円</p>
<p>社団法人 福岡県畜産協会</p>	<p>農業者等の畜産経営の改善、生産技術の向上、家畜の改良、畜産環境保全等を促進するとともに、畜産経営安定対策、家畜及び畜産物の価格安定対策、家畜伝染性疾病に対する自衛防疫の推進等、その他畜産振興に資する事業を推進し、もって畜産の振興に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消費者に信頼できる安全・安心な畜産物生産対策</li> <li>2 価格安定対策</li> <li>3 家畜衛生予防対策</li> <li>4 家畜環境対策</li> </ol>	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○畜産経営技術指導推進事業補助金 10,812,000円</p> <p>○福岡県家畜自衛防疫推進事業補助金 8,886,000円</p> <p>○福岡県総合食料対策事業補助金 1,008,000円</p> <p>○海外悪性伝染病互助基金助成事業費補助金 31,565円</p>
<p>財団法人 福岡県環境保全公社</p>	<p>廃棄物の適正な循環的利用及び処理処分に関する調査研究を行うとともに、広く県民に対し廃棄物に関する知識の普及</p>	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。</p>

	<p>・啓発を図り、もって県民の快適で住み良い生活環境づくりと産業経済の健全な発展に資することを目的として、次の事業等を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の循環的利用や処理処分に關する調査研究事業</li> <li>2 廃棄物の循環的利用や処理処分に關する啓発事業</li> </ol>	<p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県環境保全公社出資金 54,470,000円 (うち17年度 0円)</li> <li>○福岡県環境保全公社運営事業費補助金 1,018,000円</li> <li>○派遣職員給与負担金 90,410,189円</li> </ul>
<p>財団法人 福岡県警察職員互助会</p>	<p>警察活動に対する県民の理解と協力を高め、民警一体の警察機能の発揚を図り、もって社会公共の秩序維持に寄与するとともに、警察職員の相互共済・福祉増進を図ることを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察に協力した者の表彰</li> <li>2 警察広報活動及びその協力</li> <li>3 警察職員及びその家族の福祉厚生</li> </ol>	<p>県は、当互助会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県警察職員互助会補助金 173,414,997円</li> </ul>
<p>財団法人 福岡県人権啓発情報センター</p>	<p>同和問題をはじめとする人権問題に関する資料、情報の収集及び提供を行い、並びに啓発活動を推進することにより、県民の人権意識を高め、差別のない社会の確立に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人権啓発に関する啓発・情報提供</li> <li>2 人権啓発に関する指導・研修</li> <li>3 人権啓発に関する調査研究</li> <li>4 施設の管理及び運営の受託</li> <li>5 法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の全額を出資し、事業運営に要する経費に対し負担金を交付するとともに、県が設置した福岡県人権啓発情報センターの管理運営を委託している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県人権啓発情報センター出資金 200,000,000円 (うち17年度 0円)</li> <li>○福岡県人権啓発情報センター管理運営業務委託料 106,482,423円</li> <li>○県派遣職員給与負担金 31,267,874円</li> </ul>
<p>財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター</p>	<p>暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図るための事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の79.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県暴力追放運動推進センター出資金 1,218,765,200円 (うち17年度 0円)</li> <li>○福岡県暴力追放運動推進センター補助金 3,000,000円</li> <li>○福岡県暴力追放運動推進センター「暴力団排除活動支援事業」補助金 19,583,257円</li> </ul>
<p>学校法人 明治学園 明治学園中学校</p>	<p>教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学精神により地域の教育振興に寄与すべく中等普通教育を行っている。</p>	<p>県は、当中学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため次のとおり補助金を交付している。</p>

<p>学校法人 若松学園 高 稜 高 等 学 校</p>	<p>教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。</p>	<p>○福岡県私立学校経営常費補助金 207,638,000円</p>
<p>ア ク ロ ス 福 岡</p>	<p>国際・文化・情報の交流拠点施設であるアクロス福岡の有する機能を一層高めるよう支援するとともに、総合的な文化・情報の交流ネットワークを推進し、福岡県における文化の振興及び文化に関する情報の提供並びに交流の促進を図り、もって県民の文化の向上と地域社会の活性化に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 音楽芸術、舞台芸術等の芸術文化の振興に関する事業</li> <li>2 国際的な学術文化等の交流に関する事業</li> <li>3 地域文化の振興に関する事業</li> <li>4 生活、文化、行政、観光等にかかる情報の提供に関する事業</li> <li>5 福岡県がアクロス福岡内に設置する国際・文化に関するセンターの管理及び運営の受託に関する事業</li> </ol>	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県私立学校経営常費補助金 146,054,240円</p> <p>○福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 7,565,100円</p>
<p>財団法人 福 岡 公 園 管 理 セ ン タ ー</p>	<p>県は、基本金の66.7%を出資し、事業運営に要する経費に対して負担金を交付するとともに、県が設置した福岡県国際文化情報センターの管理運営を委託している。 なお、管理運営に関する費用は、利用料金収入をもって充てるとしている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○アクロス福岡出資金 200,000,000円 (うち17年度 0円)</p> <p>○県派遣職員給与負担金 7,321,629円</p>	<p>県は、基本金の全額を出資し、事業運営に要する経費に対して負担金を交付するとともに、県が設置した福岡県都市公園施設、大濠公園能楽堂、旧福岡県公会堂貴賓館の管理運営を委託している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県公管理センター出資金 5,000,000円 (うち17年度 0円)</p> <p>○県営都市公園管理運営業務委託料 795,520,578円</p> <p>○大濠公園能楽堂管理運営委託料 48,589,350円</p> <p>○旧福岡県公会堂貴賓館管理運営業務委託料 6,489,000円</p> <p>○県派遣職員給与負担金 32,675,565円</p>

<p>財団法人 福岡県女性財団</p>	<p>女性問題に関する県民の自主的で創造的な活動を支援し、相互の連携を図ることにより、男女の自立と対等な社会参画の推進に寄与することを目的として、県の委託を受けて福岡県男女共同参画センターの管理運営を行うほか、女性問題に関する情報の収集・提供、相談及び支援、参加交流・調査研究・研修養成事業等を実施している。</p>	<p>県は、基本金の全額を出資し、事業運営に要する経費に対して負担金を交付するとともに、県が設置した福岡県男女共同参画センターの管理運営を委託している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県女性財団出資金 200,000,000円 (うち17年度 0円) ○福岡県男女共同参画センター管理運営委託料 94,100,000円 ○県派遣職員給与負担金 34,412,094円</p>
<p>福岡県土地改良事業団体連合会</p>	<p>土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその協同の利益を増進することを目的として、次の事業を実施している。 1 会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助 2 土地改良事業に関する教育及び情報の提供 3 土地改良事業に関する調査及び研究 4 国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力 5 農地の集団化の指導奨励 6 前各号に掲げる事業のほか、土地改良法第111条の2の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>県は、当連合会の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○調査設計事業補助金 40,900,000円 ○換地事務推進対策費補助金 4,812,000円 ○農地流動化支援水利用調整事業補助金 6,430,000円 ○水士保全強化対策事業費補助金 23,704,000円 ○土地改良施設維持管理適正化事業補助金 64,680,000円 ○基幹水利施設技術管理強化特別指導事業補助金 17,303,000円 ○担い手育成支援事業費補助金 19,466,000円 ○土地改良負担金償還平準化事業費利子補給補助金 1,837,683円</p>
<p>財団法人 福岡県生活衛生営業指導センター</p>	<p>生活衛生関係営業の健全化等を通じて、その衛生水準の維持向上及び利用者・消費者の利益の擁護を図るため、次の事業を実施している。 1 衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談・指導 2 利用者又は消費者の苦情の処理及び苦情に関する営業者等の指導 3 標準営業約款に関する営業者の登録指導 4 生活衛生関係営業に関する講習会等の企画開催等 5 生活衛生営業の振興と生活衛生の水準向上のための事業</p>	<p>県は、基本金の40.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県生活衛生営業指導センター出資金 4,000,000円 (うち17年度 0円) ○生活衛生営業指導事業費補助金 24,385,000円 ○福岡県生活衛生営業指導センター補助金 6,042,000円 ○生活衛生営業振興事業費補助金 16,800,000円</p>

<p>学校法人 福岡工業大学 福岡工業大学附属城東高等学校</p>	<p>教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。</p>	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県私立学校経常費補助金 462,266,000円 ○福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 16,732,200円</p>
<p>学校法人 折尾愛真学園 折尾愛真高等学校</p>	<p>教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。</p>	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県私立学校経常費補助金 301,321,000円 ○福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 17,686,500円</p>
<p>財団法人 福岡県農業振興推進機構</p>	<p>農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化による農業経営基盤の強化等農業構造の改善に関する事業等の適切かつ円滑な遂行を図るとともに、農業公共用地の取得事業、農業担い手の確保・育成、農産物の産地銘柄の確立、都市と農村の共生に関する事業等を行い、もって本県農業の健全な発展に資することを目的として、次の事業を実施している。 1 農地保有合理化に関する事業 2 農業公共用地の取得、管理及び処分に関する事業 3 農業担い手の確保及び育成に関する事業 4 就農支援資金の貸付けに関する事業 5 営農指導力向上等対策に関する事業 6 農産物のブランド化推進に関する事業 7 農産物の認証制度に関する事業 8 都市と農村の交流に関する事業 9 その他機構の目的を達成するため必要な事業</p>	<p>県は、基本金の88.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対して補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県農業振興推進機構出資金 368,000,000円 (うち17年度 0円) ○福岡県農地保有合理化事業資金貸付金 114,000,000円 ○福岡県就農支援資金貸付金 169,400,000円 (うち17年度 0円) ○農地保有合理化促進対策費補助金 54,754,000円 ○福岡県農業経営対策事業推進費補助金 19,159,959円 ○福岡県減農薬・減化学肥料栽培認証事業費補助金 3,015,000円 ○農産物ブランド化推進事業費補助金 28,343,000円 ○農業経営指導強化対策事業費補助金 2,815,000円</p>
<p>財団法人 福岡県豊前海漁業振興基金</p>	<p>豊前海の漁業の振興と発展を図ることにより、豊前海漁業の活性化に寄与することを目的として、次の事業を実施している。 1 栽培漁業の推進に関する事業 2 資源管理型漁業の推進に関する事業 3 漁業者の育成に関する事業</p>	<p>県は、基本金の60.8%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県豊前海漁業振興基金出資金 1,235,000,000円 (うち17年度 0円)</p>

福岡県漁業信用基金協会	<p>4 海洋環境の保全に関する事業</p> <p>5 漁業に関する広報事業</p>	<p>○福岡県豊前海漁業振興基金強化育成費補助金 6,812,000円</p>
福岡県漁業信用基金協会	<p>会員である中小漁業者、水産加工業者等が必要とする資金の融通の円滑化を図るため、中小漁業者等が金融機関から融資を受ける場合、その金融機関に対する債務の保証事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の83.1%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対して補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県漁業信用基金協会出資金 444,450,000円 (うち17年度 0円)</p> <p>○福岡県漁業信用基金協会指導事業強化費補助金 7,136,000円</p> <p>○福岡県漁業信用基金協会運営資金貸付金 676,000,000円</p>
社団法人 福岡県私立幼稚園振興協会	<p>福岡県内の私立幼稚園の教育内容の向上と施設整備の充実を図ることにより、幼児教育の振興に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼稚園教育に関する調査及び研究</li> <li>2 私立幼稚園の運営に関する調査研究</li> <li>3 幼稚園職員に対する研修</li> <li>4 私立幼稚園の施設整備の改善充実のための資金の貸付事業他</li> </ol>	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対して補助金を交付するとともに、資金の貸付を行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県私立幼稚園振興協会補助金 10,350,000円</p> <p>○福岡県私立幼稚園施設整備資金貸付金 710,069,000円</p>
財団法人 福岡県職員互助会	<p>県職員等の福利の増進等を図り、もって県行政の円滑かつ能率的な運営に資するとともに、県民福祉の向上に寄与することを目的として、県職員等の福利厚生に関する事業を実施している。</p>	<p>県は、当互助会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県職員互助会補助金 105,072,813円</p>
福岡県森林組合連合会	<p>会員（森林組合、生産森林組合）が協同して事業の振興を図り、もって森林所有者の経済的・社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として、指導、販売、購買、利用、金融等の事業を実施している。</p>	<p>県は、当連合会の事業運営に要する経費に対して補助金の交付及び資金の貸付けを行うとともに、県が設置した福岡県立四王寺県民の森等の管理運営を委託している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○森林組合振興対策指導費補助金 4,900,000円</p> <p>○間伐材流通対策費補助金 5,700,000円</p> <p>○森林組合等経営基盤強化対策事業費補助金 1,080,000円</p> <p>○森林組合事業資金（一般）貸付金 180,000,000円 (合併) 貸付金 30,000,000円</p> <p>○造林用苗木需給対策資金一時貸付金 20,000,000円</p>

<p>学校法人 いのうえ学園 福岡 いずみ幼稚園</p>	<p>教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行っている。</p>	<p>○福岡県立四王寺県民の森管理運営委託料 30,438,450円 ○福岡県立夜須高原記念の森管理運営委託料 86,732,100円</p>	<p>○福岡県立四王寺県民の森管理運営委託料 30,438,450円 ○福岡県立夜須高原記念の森管理運営委託料 86,732,100円</p>
<p>社団法人 福岡県私立幼稚園退職金基金 金社団</p>	<p>私立幼稚園に勤務する教職員等の福祉を増進し、もって幼稚園教育の振興に寄与することを目的として、会員が設置する幼稚園等に勤務する常勤の教職員が退職した場合に、当該会員の支給すべき退職手当の資金をその会員に給付する事業を実施している。</p>	<p>○福岡県私立学校経常費補助金 64,055,000円</p>	<p>県は、当幼稚園における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県私立学校経常費補助金 64,055,000円</p>
<p>学校法人 豊国学園 小倉 瞳 幼稚園</p>	<p>教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行っている。</p>	<p>○福岡県私立学校経常費補助金 58,237,000円</p>	<p>県は、当幼稚園における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県私立学校経常費補助金 58,237,000円</p>
<p>財団法人 医療・介護・教育研究財団</p>	<p>福岡県の地域医療及び介護の確保と質の向上に寄与することを目的として、福岡県立精神医療センター太宰府病院の管理運営等を行っている。</p>	<p>○福岡県立精神医療センター太宰府病院運営交付金 1,717,668,662円 ○福岡県立精神医療センター太宰府病院運営交付金 118,106,295円 ○福岡県立精神医療センター太宰府病院管理委託料 15,617,990円</p>	<p>県は、当財団に対し福岡県立精神医療センター太宰府病院の管理運営を委託している。援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県立精神医療センター太宰府病院診療報酬交付金 1,717,668,662円 ○福岡県立精神医療センター太宰府病院運営交付金 118,106,295円 ○福岡県立精神医療センター太宰府病院管理委託料 15,617,990円</p>

## 第2 監査の結果

各監査対象団体における財政的援助等に係る出納及びその他の事務は、財政的援助等の目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められた。

## 雑 報

### 福岡県環境審議会公告

福岡県廃棄物処理計画の見直しに係る答申案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により次のおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成19年2月9日

福岡県環境審議会会長 浅野直人

#### 1 意見募集の対象となる答申案

福岡県廃棄物処理計画の見直しに係る答申案

#### 2 答申案

答申案は、県民情報センター及び地区県民情報コーナーで閲覧に供するほか、インターネットの福岡県ホームページに登載する。なお、概要については、別添概要版のとおりである。

#### 3 答申案の閲覧場所等

##### (1) 閲覧場所

- ア 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 県庁行政棟内）
- イ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎内）
- ウ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- エ 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- オ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）

##### (2) インターネットの福岡県のホームページアドレス

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>

#### 4 意見の提出期間

県公報登載の日から平成19年2月22日まで（必着）

#### 5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

#### 6 意見書の提出先

福岡県環境部廃棄物対策課

（住所） 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ） 092-643-3365

（電子メール） haiki@pref.fukuoka.lg.jp



別紙

## 意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、200字以内でまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

# 福岡県廃棄物処理計画 の見直しに係る答申案

(概要版)

平成19年2月

福岡県環境審議会

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画の見直しに当たって

本県においては、廃棄物処理法の規定に基づき福岡県廃棄物処理計画（計画期間 平成14年度～平成22年度、中間年度 平成17年度）を策定し、廃棄物の減量や適正処理の推進を図ってきた。

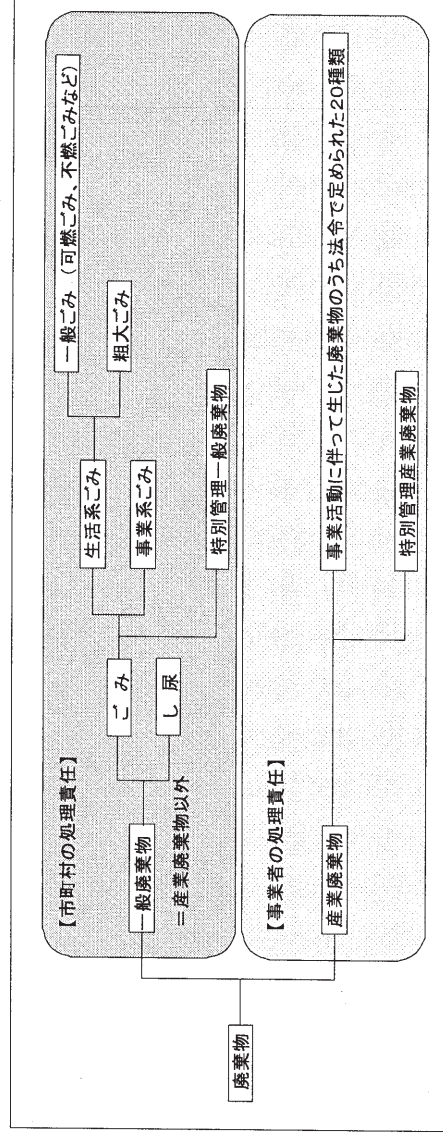
しかし、計画の策定後の社会経済情勢の変化、循環型社会形成に向けた制度の整備等、新たな状況が生じていることから、中間年度における現状と課題を整理し、循環型社会の形成に向けた取組を一層強めていくという基本的な考え方の下で、計画の見直しを行うものである。

### 2 計画の期間、対象及び用語の意義

本計画は、平成19年度から平成22年度までの4年を対象とする。

また、対象とする廃棄物は、次の図に示す廃棄物とする。

図 廃棄物の分類



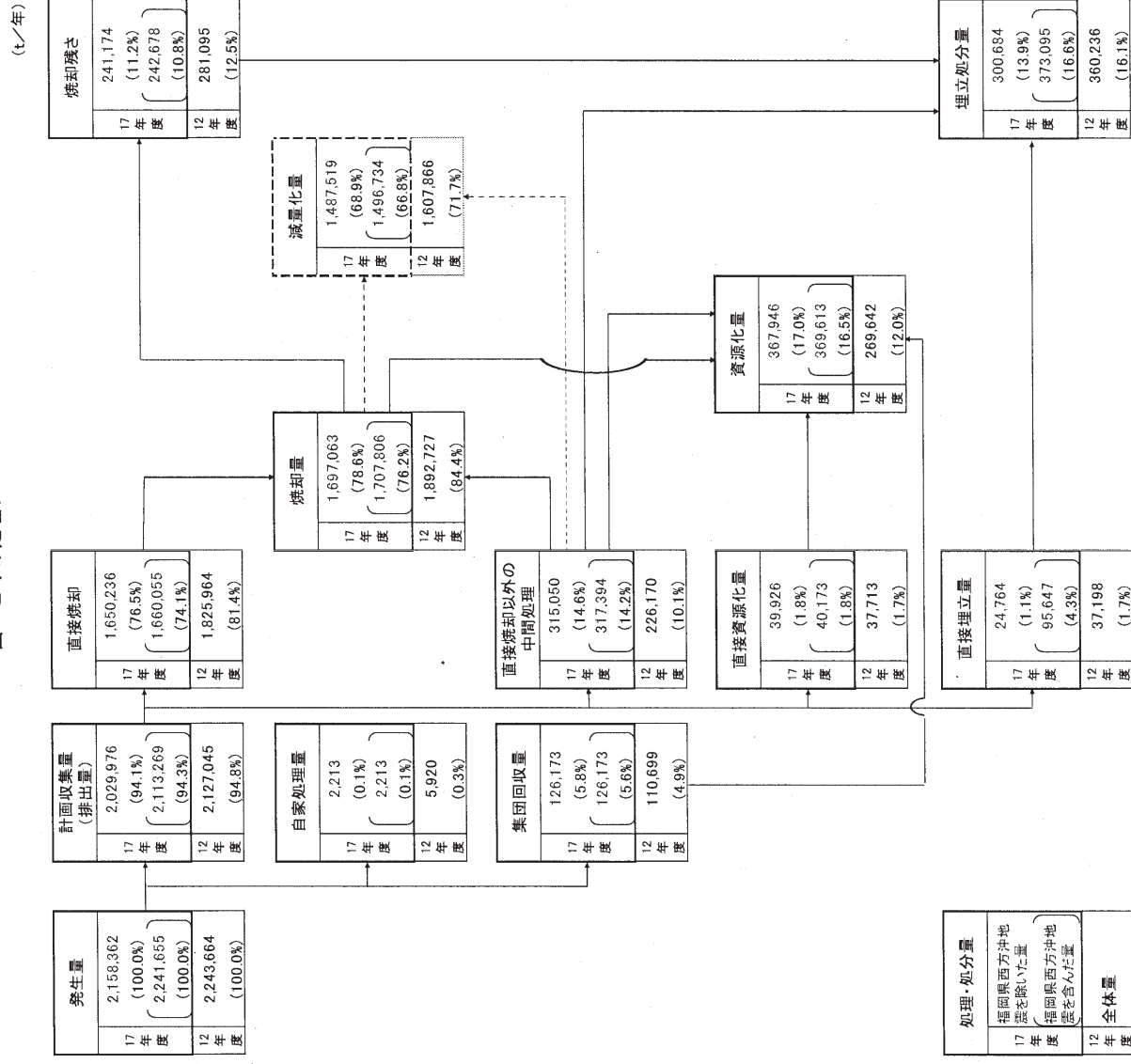
## 第2章 現状と課題

### 1 一般廃棄物（ごみ）の排出・処理等の現状

平成17年度のごみの発生量は、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震による災害廃棄物を除くと2,158千tとなっている。

平成12年度と比較すると、発生量で約85千t（3.8%）の減少、資源化量で約98千t（36.5%）の増加、埋立処分量で約60千t（16.5%）の減少となっている。

図 ごみの処理フロー



(注) 図中の各数値については四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

## 2 計画の進ちよく状況（一般廃棄物）

見直し前の計画の平成17年度の目標と実際の進ちよく状況は、次の表のとおりである。

表 廃棄物処理計画の目標値達成状況（一般廃棄物）

項目	12年度 実績	17年度 目標	17年度 実績	達成状況
排出量	2,127千t	1,989千t	2,030千t (2,113千t)	△
リサイクル率	12%	19%	17% (16%)	△
最終処分率	16%	13%	14% (17%)	△

注1) カッコ内の数値は福岡県西方沖地震を原因とする災害廃棄物を含む実績値

注2) 達成状況欄の記号の説明

○：目標を達成している。

△：目標は達成していないが、目標に近づいている。

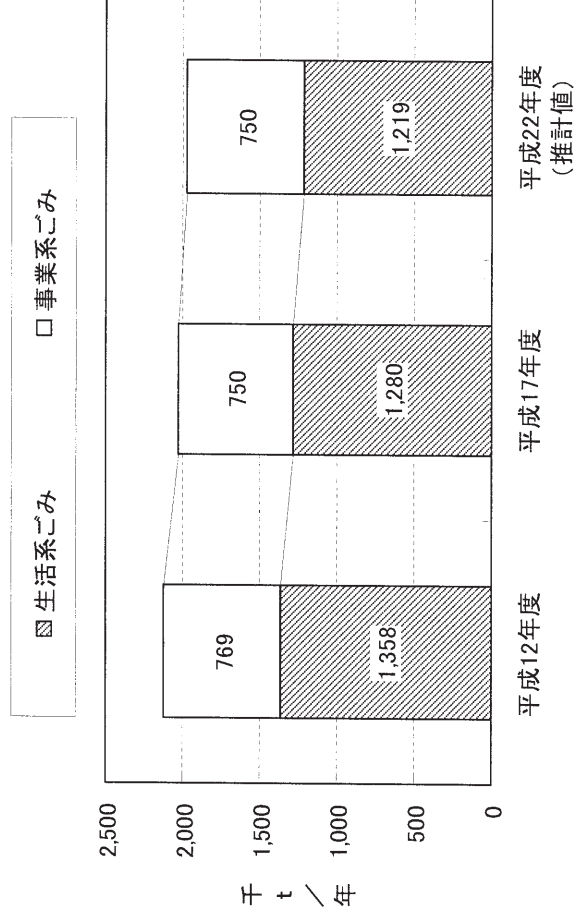
×：目標を達成しておらず、後退している。

## 3 一般廃棄物（ごみ）の将来予測

平成22年度の生活系ごみ、事業系ごみを合わせたごみの排出量は、次の図に示すように1,969千tと予測され、平成17年度と比べ、60千t（3.0%）の減少が見込まれる。

排出量の内訳としては、事業系ごみは0.4千tの増加とほぼ横ばいで推移するのが見込まれるのに対し、生活系ごみは61千tの減少が見込まれる。

図 ごみ排出量の将来予測



#### 4 一般廃棄物処理に係る課題

##### (1) ごみの排出抑制

今後とも、県民、事業者、行政が一体となった排出抑制の取組が必要である。また、事業系のごみの排出の減少の程度が生活系と比べて少ない状況にあるので、事業系ごみの排出抑制の取組を強めていく必要がある。

##### (2) リサイクルの推進

県民及び事業者の意識啓発による分別排出の徹底、各種リサイクル法等に基づくリサイクルの取組の強化や中間処理後の再生利用の一層の促進、さらに、リサイクル技術と社会システムの開発等の取組強化による資源化の一層の促進を図る必要がある。

##### (3) 一般廃棄物の処理体制の確保

快適な生活環境の保全を図るためには、処理施設の着実な整備が必要であり、長期的な視点から計画的に整備を推進していく必要がある。

中間処理施設の整備については、物質回収、熱回収による循環的利用や減量化への留意、最終処分については、安全性の高い施設等の確保が必要である。

##### (4) 災害時等における適正処理の確保

大規模な災害時には一時期に膨大な量の廃棄物の発生が予測されること、また、処理施設の事故等の緊急時においても廃棄物の適正な処理の確保が必要であることから、市町村は他の市町村と連携し、社会生活への支障が生じないように相互の協力体制の一層の推進を図っていく必要がある。

##### (5) 不法投棄等の監視指導の徹底

啓発活動の一層の強化を図るとともに、監視指導体制のさらなる充実・強化に努め、廃棄物の不適正処理を許さない社会づくりを進めていく必要がある。

##### (6) 情報公開の促進

廃棄物の安全で適正な処理を推進するためには、市町村の取組はもとより、廃棄物処理に対する住民の理解と協力を得ることが重要である。

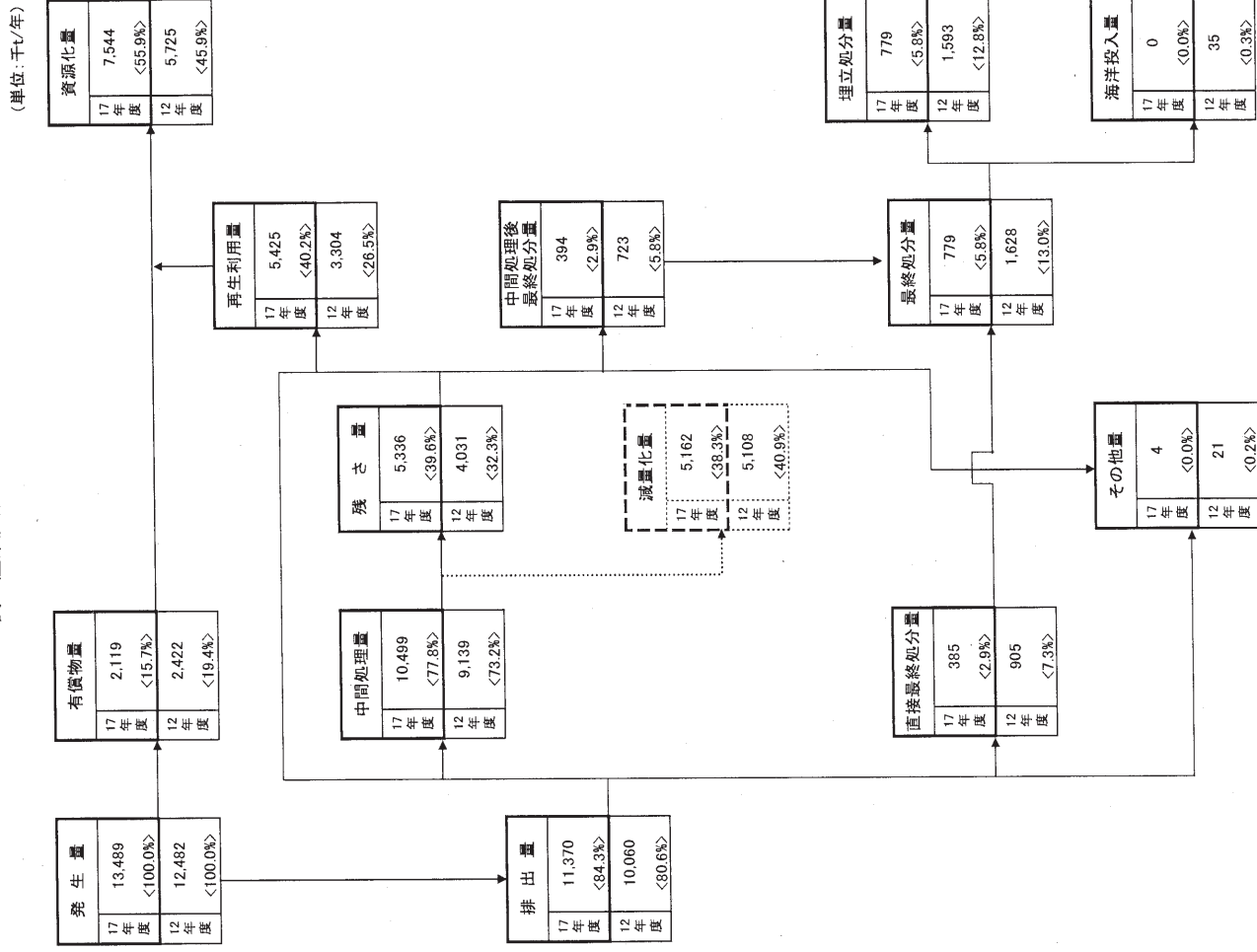
このため、施設の公開などを通じた廃棄物処理の情報公開を積極的に進める必要がある

### 5 産業廃棄物の発生・処理等の現状

平成17年度の県内における産業廃棄物の発生量は13,489千t、発生量から有償物量(他者に有償で売却した量)を除いた排出量は11,370千tとなっており、前回調査(平成12年度)と比較すると、発生量で8.1%、排出量で13.0%、共に増加している。

前回調査(平成12年度)と比較すると、再生利用率は13.7ポイント増加し、最終処分量は7.2ポイント減少しており、再生利用が進んだことにより最終処分量が減少していることが分かる。

図 産業廃棄物の処理フロー



(注)図中の各数値については四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

### 6 計画の進ちよく状況（産業廃棄物）

見直し前の計画の平成17年度の目標と実際の進ちよく状況は、次の表のとおりである。

表 廃棄物処理計画の目標達成状況（産業廃棄物）

	12年度 実績	17年度 目標	17年度 実績	達成状況
排出量	10,060千t	10,600千t	11,370千t	×
資源化・減量化率	87%	91%	94%	○
がれき類	64%	79%	93%	○
汚泥	92%	94%	95%	○
鉱さい	91%	93%	93%	○
ガラスくず等	43%	49%	60%	○
廃プラスチック類	59%	82%	64%	△
最終処分量	1,628千t	1,161千t	779千t	○

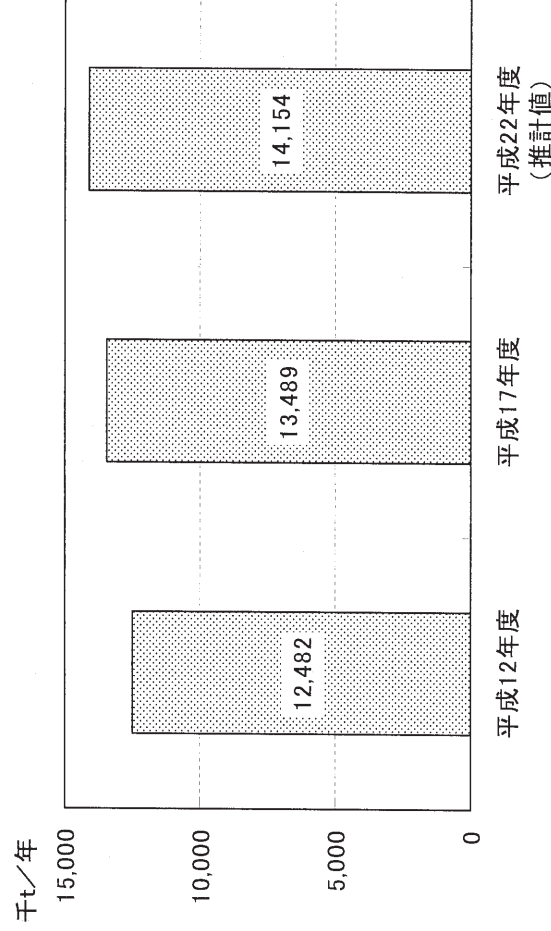
注1) 達成状況欄の記号の説明

- ：目標を達成している。
- △：目標は達成していないが、目標に近づいている。
- ×：目標を達成しておらず、後退している。

### 7 産業廃棄物の発生量の将来予測

平成22年度の発生量は14,154千tと予測され、平成17年度の13,489千tと比べて4.9%の増加が見込まれる。

図 産業廃棄物発生量の将来予測





## 8 産業廃棄物の処理・処分量の予測

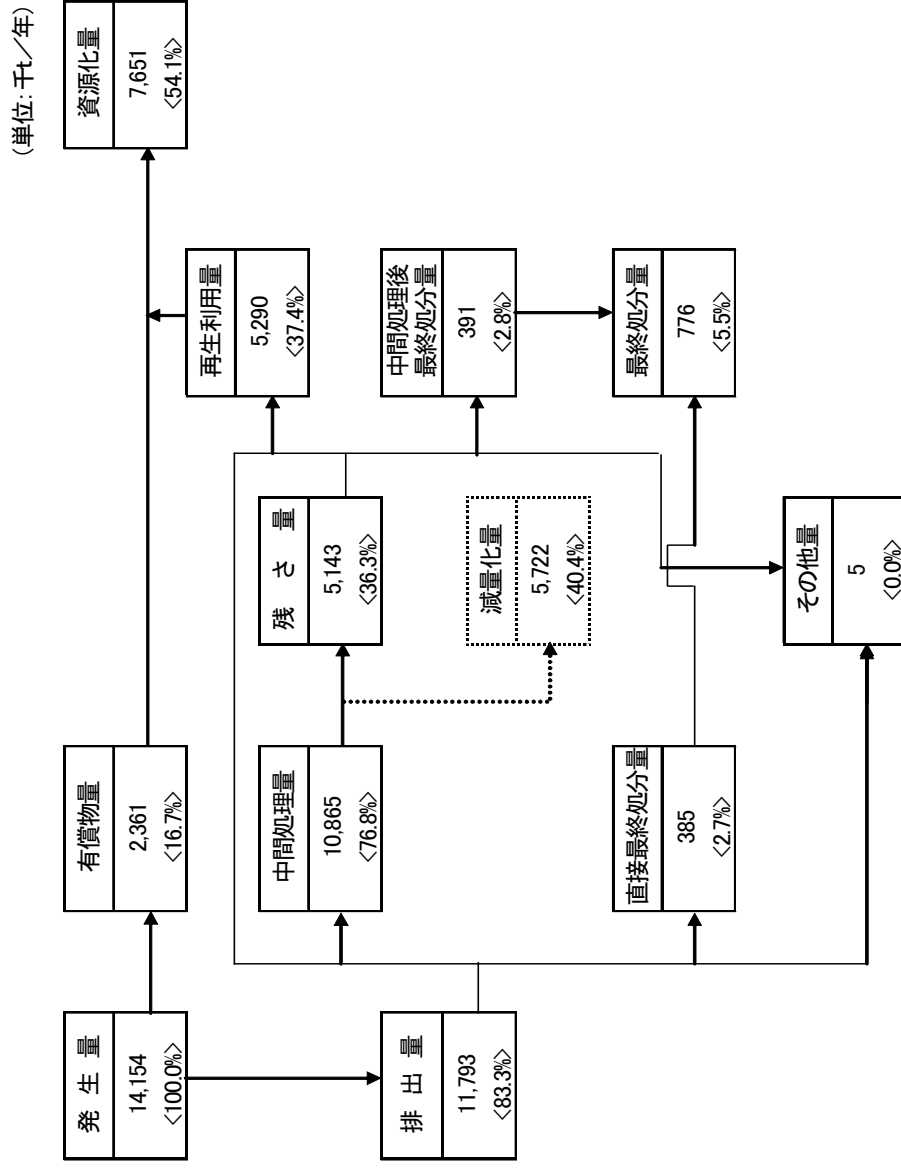
平成22年度における処理・処分量の予測は、次の表及び図に示すとおりである。

表 処理・処分量の将来予測

区分	平成17年度		平成22年度 (推計値)		増減
	発生量	構成比	発生量	構成比	
発生量	14,154	100.0%	14,154	100.0%	665
資源化・減量化量	12,706	94.2%	13,373	94.5%	667
資源化量	7,544	55.9%	7,651	54.1%	107
有償物量	2,119	15.7%	2,361	16.7%	242
再生利用量	5,425	40.2%	5,290	37.4%	-134
減量化量	5,162	38.3%	5,722	40.4%	560
最終処分量	779	5.8%	776	5.5%	-3

(単位：千t/年)

図 平成22年度における産業廃棄物処理状況(推計値)



(注) 図中の各数値については四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

## 9 産業廃棄物処理に係る課題

### (1) 循環型社会の形成促進

循環型社会の形成に向け、今後とも、排出抑制と資源化、減量化のより一層の促進に、引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。

### (2) 排出事業者責任の徹底

排出事業者としての責任を果たすため、事業者は適正な処理経費の負担、マネーフエーストによる処理過程の把握等の適正処理の自主管理体制の確立が必要である。

### (3) 産業廃棄物処理業者の育成

処理業者や排出事業者に対し、講習会等を通じて適正処理を指導・促進していく必要がある。また、優良な処理業者の育成や産業廃棄物処理業の健全な発展を図っていく必要がある。

### (4) 産業廃棄物処理施設の整備促進

健全な産業経済活動や快適な生活環境を維持するためには、適正処理を確保できる産業廃棄物処理施設の安定的確保が不可欠である。また、処理施設の設置計画者は、施設の設置の際の生活環境への適正な配慮、地域住民との意見の調整を円滑に図るよう努める必要がある。

### (5) 公共関与による産業廃棄物処理施設の確保

廃棄物処理法の改正等により、民間の最終処分場の設置が困難となっていること、中長期的に見ると最終処分場の容量不足が見込まれることから、県内におけるリサイクル等の進行状況を視野に入れつつ、将来にわたる県民の生活環境の保全と県内産業の健全な発展を図るため、公共関与による最終処分場の確保を推進する必要がある。

### (6) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理対策

平成17年12月にPCB廃棄物の処理のための体制等に関し必要な事項を定めた福岡県PCB廃棄物処理計画を策定したが、今後、この計画に基づき、期限内の処理に向け、保管事業者、収集運搬業者等への周知、指導を行っていく必要がある。

### (7) 不法投棄等の監視指導の徹底

不法投棄等の不適正処理の未然防止や早期発見による被害の拡大防止を図るとともに、産業廃棄物処理施設に対する住民の信頼感を高めるため、県及び政令市は立入検査や巡回パトロールなど監視指導体制を充実・強化していく必要がある。

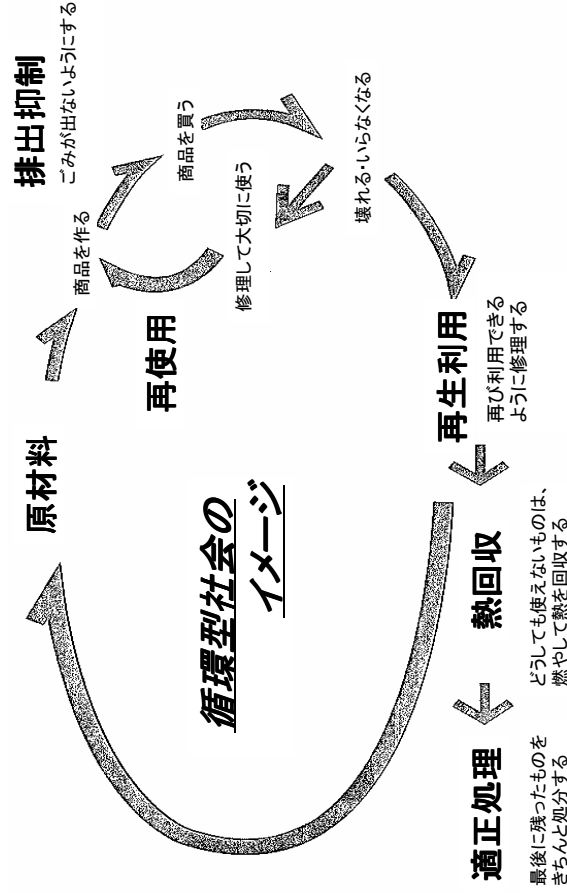
### (8) 情報公開の促進

行政は、産業廃棄物の処理状況や最終処分場の確保状況など県下の産業廃棄物の現状を県民に周知し、施設の確保や適正処理の必要性等について理解を求めめる必要がある。また、事業者や処理業者においては、産業廃棄物の処理に対する地域住民の信頼を高めるため、施設を公開するなど情報公開を積極的に進める必要がある。

### 第3章 基本方針と目標設定

#### 1 基本方針

循環型社会を形成していくためには、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への影響への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的な利用を徹底した上で、なお循環的な利用が行うことができな  
いものについては、適正な処分を確保するという形で物質の循環を図っていく必要がある。



このため、次の6つの事項を基本的な方針として、諸施策に取り組んでいく。

- 1 廃棄物の排出の抑制（リデュース）
- 2 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の推進
- 3 技術開発の促進と環境産業の育成
- 4 一般廃棄物の適正処理の推進
- 5 産業廃棄物の適正処理の推進
- 6 不法投棄の防止

## 2 目標の設定

## (1) 排出抑制、資源化、減量化に係る目標の設定の考え方

見直し前の計画に掲げている現行の平成22年度の目標を早期に達成するよう、継続して取り組んでいくこととする。

## (2) 一般廃棄物について

## ア 排出量の目標

	平成17年度 実績	平成22年度	
		推計値	目標値
排出量(千t/年)	2,030	1,969 △3.0%	1,957 △3.6%

※下段は平成17年度に対する増減率

## イ 資源化及び最終処分の目標

	平成17年度 実績	平成22年度 実績
最終処分 量(千t/年) 率(%)	301 14	189 9

## (3) 産業廃棄物について

## ア 排出量の目標

	平成17年度 実績	平成22年度	
		推計値	目標値
排出量(千t/年)	11,370	11,793 3.7%	10,750 △5.5%

※下段は平成17年度に対する増減率

## イ 資源化・減量化及び最終処分の目標

	平成17年度 実績	平成22年度 実績
最終処分 量(千t/年) 率(%)	779 6	681 5

## 第4章 主要施策

### 施策の体系

#### 1 廃棄物の排出の抑制

##### 1-1 一般廃棄物

- (1) 事業系ごみの排出量の抑制
  - └ a. 大規模（多量排出）事業者に対する減量化計画作成指導
  - └ b. 経済的手法の導入
  - └ c. ISO14001等の取得活動の促進
- (2) 一般家庭からのごみの排出量の抑制
  - └ a. 経済的手法の導入
  - └ b. 厨芥類の各家庭での減量コンポスト化の促進
  - └ c. 啓発・指導

##### 1-2 産業廃棄物

- (1) 排出事業者における排出の抑制
  - └ a. 多量排出事業者に対する処理計画作成指導の徹底
  - └ b. 経済的手法の導入
  - └ c. ISO14001等の取得活動の促進
  - └ d. 建設工事における減量化促進
  - └ e. 下水汚泥の減量化促進
  - └ f. 啓発・指導

#### 2 再使用・再生利用の推進

##### 2-1 一般廃棄物

- (1) リユースの促進
  - └ a. 場の確保・拡大
  - └ b. 情報収集と発信
- (2) リサイクルの促進
  - └ a. 市町村による分別収集体制の整備
  - └ b. 市町村における選別、減容化施設の整備
  - └ c. 一般廃棄物のリサイクル技術とシステムの研究開発
  - └ d. 各種リサイクル法等による再資源化の促進
  - └ e. リサイクル製品の活用促進
  - └ f. その他

##### 2-2 産業廃棄物

- (1) リユースの促進
  - └ a. 使用済部品の有効利用
- (2) リサイクルの促進
  - └ a. 各種リサイクル法等による再資源化の促進
  - └ b. 産業廃棄物のリサイクル技術とシステムの研究開発
  - └ c. リサイクル製品の活用促進
  - └ d. その他

#### 3 技術開発の促進と環境産業の育成

- (1) 再資源化技術開発の促進
  - └ a. 福岡県リサイクル総合研究センターの活用
  - └ b. エコタウン事業による環境・リサイクルビジネス展開の先導的取組の促進
  - └ c. 大学、研究機関のリサイクル・環境技術開発機能集積
- (2) 環境産業の支援・育成
  - └ a. 経済的優遇措置の活用
  - └ b. 共同研究による民間企業への支援
  - └ c. エコタウン等を活用したリサイクル産業の集積促進
- (3) 環境技術を活かした協力の推進
  - └ a. 人的交流による環境国際貢献の推進
  - └ b. 環境技術交流の推進

#### 4 一般廃棄物の適正処理の推進

- (1) 一般廃棄物処理施設等の新規設置の促進
  - a. ごみ処理広域化計画に基づく施設整備の促進・指導
  - b. 処理施設に関する情報の住民への開示
  - c. し尿処理施設の整備促進
  - d. 浄化槽の整備促進
- (2) 施設の適正な維持管理の確保
  - a. 法令などに基づく適正な維持管理の実施
  - b. 廃棄物処理情報の積極的な情報公開
  - c. 災害等緊急時の対応体制の整備
  - d. 浄化槽の適正な維持管理
- (3) 処理困難物等への対応
  - a. 処理体制の確保

#### 5 産業廃棄物の適正処理の推進

- (1) 排出事業者処理責任の徹底
  - a. 啓発・指導
  - b. ISO14001等の取得活動の促進
  - c. 不適正処理に対する事業者責任の明確化
- (2) 産業廃棄物処理業者の育成
  - a. 産業廃棄物協会等を通じての優良業者の育成促進
  - b. ISO14001等の取得活動の促進
  - c. 産業廃棄物処理業の健全な発展促進
- (3) 必要な産業廃棄物処理施設の設置の促進
  - a. 施設設置計画者と周辺住民との合意形成の推進
  - b. 公共関与による産業廃棄物最終処分場の確保
- (4) 施設の適正な維持管理の確保
  - a. 維持管理の周知・徹底
  - b. 事故等緊急時の対応体制の整備
- (5) 処理困難物等への対応
  - a. 処理体制の確保

#### 6 不法投棄の防止

- (1) 不法投棄の未然防止
  - a. 県民・事業者への指導・啓発
  - b. 監視指導の強化
  - c. 取締りの強化
- (2) 不法投棄物の撤去等原状回復
  - a. 原因者の発見、原状回復措置要求の徹底
  - b. 排出事業者による原状回復の検討
  - c. 行政代執行
  - d. 現状回復後の再発防止措置
  - e. その他
- (3) その他

## 第5章 計画の推進

### 1 各主体の役割及び連携

県民、事業者、廃棄物処理業者、行政それぞれの主体が、自らの活動形態等に応じた対策に連携して取り組み、行政はそれらの活動を支援する。

### 2 計画の進行管理

施策の実施状況は、環境総合基本計画の進行管理の中で把握、評価する。

廃棄物の排出、処理等の状況の把握は次のとおりとする。

一般廃棄物：毎年度の市町村等一廃実態調査で把握

産業廃棄物：適切な時期の調査実施等を検討

発行 福岡県市博多区東公園七番七号  
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二号  
印刷 株式会社エッツ

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)